



長野県報

4月15日(月)
平成31年
(2019年)
第3067号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障がい者支援課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
建築士法に基づく指定登録機関の名称の変更の届出（建築住宅課）	4
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	5

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（総務事務課）	5
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	6
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（健康福祉政策課）	7

告 示

長野県告示第165号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380	平成34年4月30日

医療推進課

長野県告示第166号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成31年4月15日

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称	長野県知事 阿部 守一
石渡 進	ぼうこう又は直腸	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院	
柳澤 紀子	腎臓	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	
城倉 雅次	肢体不自由	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	
塙田 晃裕	音声・言語	中野市西1丁目5番63号 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	
奥泉 宏康	肢体不自由	東御市布下6-1 東御市立みまき温泉診療所	
村木 崇	肝臓	北安曇郡池田町大字池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターあづみ病院	
池上 章太	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	
上原 将志	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	
大場 悠己	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	
滝沢 崇	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	
宗像 謙	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	
生山 裕一	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	

障がい者支援課

長野県告示第167号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
森家 秀記	伊那市小四郎久保1313番地1 伊那中央病院	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5 町立辰野病院
小林 邦彦	安曇野市豊科4275-7 医療法人 小林医院	松本市島立2093番地 医療法人青樹会 一之瀬脳神経外科病院
堀込 実岐	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	佐久市中込3284-2 わかば内科クリニック

牛久 英雄	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
細谷 まち子	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院

障がい者支援課

長野県告示第168号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
村上 博則	中野市西1丁目5番63号 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	平成31年1月31日
石井 宣一	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	平成31年3月31日

障がい者支援課

長野県告示第169号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第170号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須坂市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、須坂市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
須坂市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
須坂市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、須坂市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第171号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡原村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、原村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
原村(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

原村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、原村(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第172号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を

長野県告示第174号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

受託者

氏名	住所	委託期間
弁護士法人ブレインハート法律事務所	福島県福島市大町2番32号 並木通りコロールビル4階	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小谷村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第173号

建築土法(昭和25年法律第202号)第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関の名称について次のとおり変更の届出がありました。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定登録機関の名称

(変更前)一般社団法人長野県建築士会

(変更後)公益社団法人長野県建築士会

2 変更年月日

平成31年4月1日

建築住宅課

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第175号

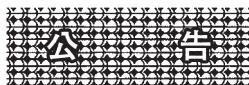
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成31年4月8日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所岸野店	佐久市伴野1489	佐久市伴野1489 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所岸野店
佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所切原店	佐久市中小田切162-1	佐久市中小田切162-1 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所切原店
佐久浅間農業協同組合 小諸支所大里店	小諸市大字諸132-5	小諸市大字諸132-5 佐久浅間農業協同組合 小諸支所大里店

会 計 課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月15日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

総務事務課仮想基盤機器等一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和元年10月1日から令和7年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していないければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2